

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（国土交通省）

制 度 名	車体課税の簡素化、負担の軽減、グリーン化等			
税 目	自動車重量税			
要 望 の 内 容	<p>自動車重量税については、平成 24 年度税制改正大綱や「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」、これに係る三党合意等に沿って、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化等の観点から、廃止、抜本的な見直しを行う。</p> <table border="1" data-bbox="874 875 1490 969"> <tr> <td data-bbox="874 875 1219 969">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1219 875 1490 969">－ 百万円 (- 百万円)</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	－ 百万円 (- 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	－ 百万円 (- 百万円)			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>車体課税については、平成 24 年度税制改正大綱において、「「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成 24 年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う」こととされている。また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」においても同様の規定が盛り込まれており、その後、これに係る三党合意において、当該規定に沿って抜本的見直しを行うこととし、消費税率（国・地方）の 8% への引上げ時まで結論を得ることとされているところである。</p> <p>このため、自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化等の観点から、廃止、抜本的な見直しを行うものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>車体課税については、保有時には自動車重量税及び自動車税等が、さらに、自動車の取得時には消費税に加え、自動車取得税が課されていることから、自動車ユーザーや自動車運送事業者にとって、複雑かつ負担が大きいものとなっている。</p> <p>また、2020 年に向けた CO2 排出削減目標に代表される地球温暖化問題や自動車からの排出ガス（NOx・PM）による大気汚染問題等の環境対策のみならず、移動の円滑化、安全の確保、国際競争力の強化等の行政課題に的確に対応する必要性がある。</p> <p>こうしたことから、自動車重量税については、平成 24 年度税制改正大綱等に沿って、簡素化、負担の軽減、グリーン化等の観点から、廃止、抜本的な見直しを行う必要がある。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 5 快適な道路環境等を創造する
		政策の達成目標	車体課税の簡素化、負担の軽減、グリーン化等により、自動車ユーザー等の負担の軽減、自動車の環境負荷の低減等を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>車体課税については、保有時には自動車重量税及び自動車税等が、さらに、自動車の取得時には消費税に加え、自動車取得税が課されていることから、自動車ユーザーや自動車運送事業者にとって、複雑かつ負担が大きいものとなっている。</p> <p>また、2020年に向けたCO2排出削減目標に代表される地球温暖化問題や自動車からの排出ガス（NOx・PM）による大気汚染問題等の環境対策のみならず、移動の円滑化、安全の確保、国際競争力の強化等の行政課題に的確に対応する必要性がある。</p> <p>これらの問題に対応するためには、平成24年度税制改正大綱や「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」、これに係る三党合意等に沿って、簡素化、負担の軽減、グリーン化等の観点から、廃止、抜本的な見直しを行うことにより、自動車ユーザー等の負担の軽減、自動車の環境負荷の低減等の効果が期待できることから、本要望措置は有効である。</p>
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	車体課税の簡素化、負担の軽減、グリーン化等（自動車取得税、自動車税、軽自動車税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>車体課税については、保有時には自動車重量税及び自動車税等が、さらに、自動車の取得時には消費税に加え、自動車取得税が課されていることから、自動車ユーザーや自動車運送事業者にとって、複雑かつ負担が大きいものとなっている。</p> <p>また、2020年に向けたCO2排出削減目標に代表される地球温暖化問題や自動車からの排出ガス（NOx・PM）による大気汚染問題等の環境対策のみならず、移動の円滑化、安全の確保、国際競争力の強化等の行政課題に的確に対応する必要性がある。</p> <p>これらの問題に対応するためには、平成24年度税制改正大綱や「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」、これに係る三党合意等に沿って、簡素化、負担の軽減、グリーン化等の観点から、廃止、抜本的な見直しを行うことにより、自動車ユーザー等の負担の軽減、自動車の環境負荷の低減等の効果が期待できることから、本要望措置は妥当である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—